

令和4年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和4年12月20日(火)

閉 会 令和4年12月20日(火)

仁 木 町 議 会

## 令和4年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和4年12月20日（火曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 議会運営委員会委員長報告   |
| 日程第3  | 会期の決定  |
| 日程第4  | 諸般の報告  |
| 日程第5  | 行政報告   |
| 日程第6  | 報告第1号 令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書   |
| 日程第7  | 報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）  |
| 日程第8  | 承認第1号 専決処分事項の承認について<br>令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）  |
| 日程第9  | 承認第2号 専決処分事項の承認について<br>令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）  |
| 日程第10 | 一般質問<br>カーボンニュートラルの実現に向けた取組は（野崎明廣議員）<br>農業を支える人材を確保するためには（嶋田 茂議員）<br>鳥獣被害への対策強化は（磨 直之議員）<br>インボイス制度の中止・延期の要望は（上村智恵子議員） |
| 日程第11 | 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する<br>条例制定について  |
| 日程第12 | 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制<br>定について   |
| 日程第13 | 議案第3号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第14 | 議案第4号 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す<br>る条例制定について   |
| 日程第15 | 議案第5号 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）   |
| 日程第16 | 議案第6号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第17 | 議案第7号 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第18 | 議案第8号 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第19 | 議案第9号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第20 | 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す<br>る条例制定について   |
| 日程第21 | 議案第11号 仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第22 | 議案第12号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第23 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第24 | 意見案第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書   |
| 日程第25 | 意見案第7号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書   |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続審査   |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の所管事務調査   |

## 令和4年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和4年12月20日（火） 午前 9時30分  
 閉 会 令和4年12月20日（火） 午後 3時20分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

## 出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教  
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子  
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 長	河 井 健	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫  
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、8名です。門協議員より欠席する旨の届け出がありました。定足数に達していますので、只今から、令和4年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

---

## 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る12月7日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、承認2件、議案12件、諮問1件、意見書2件の合計19件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4人から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6・決算特別委員会審査報告書については委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づく中間報告を行うものでございます。日程第8から第9の専決処分については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、嶋田議員1件、磨議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第11から第14の条例改正については、4件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15から第18の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19から第20の条例改正については、2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第21の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第22の委員の選任については、提案説明を受けたのち会議を休憩に移し、別室にて協議のうえ即決審議でお願いいたします。日程第23の諮問については、提案説明を受けたのち会議を休憩に移し、別室にて協議のうえ即決審議でお願いいたします。日程第24から第25の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布

のとおりでございます。日程第26・委員会の閉会中の継続審査、日程第27・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和4年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月20日火曜日、会期は、開会が12月20日火曜日、閉会が12月21日水曜日の2日間といたします。

次に、その他の事項ですが、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルスの感染が確認されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを引き続きフェーズ1によることといたします。

続いて、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月20日から12月21日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月20日から12月21日までの2日間とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

---

### 日程第6 報告第1号

## 令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○決算特別委員長（木村章生）令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。

報告第1号、令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託されました次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和4年12月20日、令和3年度各会計決算特別委員会委員長 木村章生。記といたしまして、令和4年9月22日付託。付託事件につきましては、令和4年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第4号までの令和3年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。10月31日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、令和3年度一般会計及び3特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページからは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明したとおり、令和3年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は、令和4年9月22日、10月4日の2日間でございます。委員会出席者、欠席委員、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和4年第3回定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和3年度各会計決算特別委員会が設置され、令和3年度一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。

審査に当たりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識の基、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々を基に、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め実施したものでございます。一般会計の歳出では、光ファイバー設備の申込状況、配食サービス事業の増額理由と委託先、デイサービス事業の利用状況、生きがい活動支援事業の内容、非課税世帯等臨時特別給付金対象世帯の概要、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、乳幼児健診の参加率、有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金の利用状況、新戦略作物導入支援事業の実施状況、農業基盤整備促進事業の方向性、スマート農業実証プロジェクト事業の効果、スキー場リフト調査点検委託の結果などについての質疑・確認があり、歳入では、経常収支比率改善の要因、減債基金の運用、財政調整基金の基準、地方債活用の方向性、備荒資金組合超過納付金の基準などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。国民健康保険事業特別会計は、財政調整基金積立の経過、国保税の課税世帯数などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、令和3年度一般会計及び特別会計3会計につきまして

は、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

---

## 付託議案第1号

### 令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 付託議案第2号

### 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 付託議案第3号

##### 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 付託議案第4号

##### 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第7 報告第2号

##### 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）

○議長（横関一雄）日程第7、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を議題とします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。



お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について、報告いたします。

別冊議案書の7ページです。報告第2号、議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）。本特別委員会における調査事件について、中間報告をしたいので、仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第46条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年12月20日提出、提出者仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

8ページをお開き願います。12月6日付けで議長宛に報告書を提出しております。

9ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書、第3回中間報告でございます。

次に、10ページをお開き願います。はじめに、本特別委員会は、平成23年第4回仁木町議会定例会において、議会本来の役割を検証・再構築し、議会の機能を高め、町民にわかりやすい議会へと改革するため設置された議会改革特別委員会の使命を継承し、議会の活性化に関する調査・研究を行うために、再度設置されたものでございます。令和元年8月13日に第1回委員会を開催して以来、今日までに35回の委員会を開催し、種々調査・研究を行い、令和3年第4回定例会では、第2回目の中間報告を行ったところでありますが、その後の調査・研究について、3回目の中間報告を行うものでございます。

調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。

次に、特別委員会の概要、委員外として出席した者、議会事務局職員出席者につきましては、記載のとおりでございます。次に、特別委員会の活動経過につきましては、10ページ下段から11ページ中段まで記載のとおりでございます。

次に、活性化事項の調査・研究結果でございます。はじめに（1）議会報告・意見交換会の開催についてでございます。令和4年の議会報告・意見交換会については、感染症の影響を受けにくい取組として、対象者を新規就農者に限定し実施しました。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮しながらより良い開催方法について協議を行ってまいります。次に（2）タブレット端末の導入についてでございます。令和3年に引き続き、導入に向けてデモンストレーションを実施いたしました。引き続き、導入に向けてデモンストレーションを実施するとともに、導入に関連する補助金の調査等を実施していくこととしました。

続いて、12ページをお開き願います。（3）提言書の提出についてでございます。昨年までの本委員会の調査・研究において、所管事務調査等の終了後に提言書を町側へ提出することが決定しており、今年度の所管事務調査と決算特別委員会終了後には予算に反映すべき事項として提言書を提出いたしました。続いて

（4）常任委員会の2委員会制についてでございます。現在1つである常任委員会を2つにすることで、得意な分野でより深掘りして調査をできるという観点から、協議を行いました。その結果、委員長報酬が増えることや情報共有が困難であるとのことから現状の体制を維持するとの結論に達しました。続いて（5）議会広報編集特別委員会の常任委員会化についてでございます。議会広報編集特別委員会は、活動日数が

1番多いことから常任委員会化についての提案があり協議を行いました。その結果、平成27年にも同様の協議を行っており、常任委員会にするには広聴部門を追加すべきとの結論に達しており、そのとき同様に広聴部門を追加すべきであるが、今は時期尚早であるとのことから、現状の特別委員会のままとすることの結論に達しました。続いて（6）議会広報編集特別委員会の任期の変更についてでございます。議会広報編集特別委員会の任期は4年としていますが、活動日数が多いことと広報編集業務を全議員が知っているべきとの考えから、任期の変更について協議しました。その結果、任期を2年とすることで、委員会活動に慣れた頃に委員が変更されると経験してきたことが活かされないことから、任期は4年のままとし、全議員が委員となる方が良いとの代替案が提案され、再協議の結果、委員数を現状の4名から議長除く全議員である8名とするとの結論に達しました。

続いて、13ページをお開き願います。最後に今後についてでございます。現時点における本特別委員会の調査結果は以上のとおりでございますが、継続協議とした事項の他、まだ協議に至っていない項目については、引き続き協議・検討を行い、議会活性化における諸課題について精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における調査結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を終わります。

## 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号の提案説明をさせていただき前に、このたび令和4年第4回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集賜り厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは早速であります、承認第1号の提案説明をさせていただきます。承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年10月6日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1228万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億315万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年10月6日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）それでは承認第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年10月6日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と16款、道支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1億1228万4000円を追加し、補正後の合計を48億315万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費と6款、農林水産業費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額1億1228万4000円を追加し、補正後の合計を48億315万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ではありますが、国・道支出金が1億1228万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、価格高騰緊急支援給付金の事務費と事業費補助金4183万4000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金につきましては、ビクトリーポーク樽前農場の臭気対策に関わる道補助金7045万円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましては、電力、ガス、食料品等価格高騰による住民税非課税世帯への5万円の給付金及び消耗品等事務経費4183万4000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては、目を新設し、ビクトリーポーク樽前農場の臭気対策に係る補助金7045万円の追加でございます。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について

### 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年11月14日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2533万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2848万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年11月14日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和4年11月14日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額2533万4000円を追加し、補正後の合計を48億2848万8000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額2533万4000円を追加し、補正後の合計を48億2848万8000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳であります。国道支出金が2394万9000円の増、一般財源が138万5000円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2394万9000円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、財源調整のため138万5000円の追加でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰による交通事業者への支援金260万円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰による低所得世帯への2万円の給付金及び事務経費370万9000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰による町内事業者への給付金1354万9000円の追加でございます。

11ページ、10款、教育費、6項、保健体育費につきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰による学校給食費への支援金547万6000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時14分

---

再 開 午前10時30分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

---

#### 日程第10 一般質問

○議長（横関一雄）日程第10『一般質問』を行います。4名の方から4件の質問があります。

最初に『カーボンニュートラルの実現に向けた取組は』以上1件について野崎議員の発言を許します。  
6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは質問させていただきます。カーボンニュートラルの実現に向けた取組は。

政府は、令和2年(2020年)10月20日の所信表明演説において、令和32年(2050年)までに地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、これを受け、現在国や北海道において脱炭素に向けた取組が強力に推進されています。この状況の下、本町においても第6期仁木町総合計画において、省エネルギーの推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を課題として捉え、「パリ協定」に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けた森林整備を推進するなど、地球環境の保全に努めることとしています。そこで、カーボンニュートラルの実現に向けた町としての基本的な考え方を含め、以下の4点についてお伺いします。(1)カーボンニュートラルの実現に向けた町としての基本的な考え方は。(2)本町に適した再生可能エネルギーとして何が挙げられるのか。(3)「仁木町エネルギー構造高度化・転換に向けたエネルギービジョン及び調査・研究事業」の進捗状況は。(4)カーボンニュートラルの実現に向けた町民への意識醸成は。よろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、カーボンニュートラルの実現に向けた取組は、の質問にお答えいたします。

1点目の「カーボンニュートラルの実現に向けた町としての基本的な考え方は」についてであります。地球温暖化の進行に伴い、世界で海面の上昇や大雨等の自然災害の増加・激甚化等が進行していることが指摘されており、世界全体で温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の加速は、日本・世界に共通する喫緊の課題となっております。2015年には国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）で「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として早期に温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半にカーボンニュートラルを実現することが掲げられ、これを受け、我が国においては、2021年4月、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すとともに、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、脱炭素化に向けた取組を重要な成長分野の一つと位置付け、クリーンエネルギー等に係る投資の拡大等を図っていくことを明らかにしています。

本町におきましても、地球温暖化に伴う気象変動、さらには気象災害によって、町民の皆さまの命や暮らしに、甚大な影響をもたらすことが懸念されることから、「パリ協定」に基づく我が国の温室効果ガス

削減目標の達成に向けた取組を推進していくことが極めて重要なものと認識し、議員仰せのとおり、仁木町第6期総合計画において、省エネルギーの推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を重要な課題として捉え、各種の取組を推進していくことが肝要なものと考えております。

2点目の「本町に適した再生可能エネルギーとして何があげられるのか」について申し上げます。地球温暖化は、大気中に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられており、大気中への二酸化炭素の放出を減らし、さらに大気中から二酸化炭素を取り除くことに取り組むことが必要とされることから、森林が多くを占める本町の特色を活かし、森林が有する二酸化炭素を吸収して炭素を蓄えることがカーボンニュートラルに最も貢献できるものと考えております。このことから地域資源である森林を最大限・最大効率に活用できるよう森林環境譲与税や国の支援制度を活用し、間伐、伐採後の再造林、林道の整備といった森林整備を今後も推進してまいります。

本町への設置が想定される再生可能エネルギーについては、既に町内に設置されている太陽光発電や後志管内をはじめ各地で設置されている風力発電、小水力、バイオマス等の活用を想定しております。

3点目の「『仁木町エネルギー構造高度化・転換に向けたエネルギービジョン及び調査・研究事業』の進捗状況は」につきまして、本町における活用可能な再生可能エネルギーの量・質・場所の明確化と地域のエネルギー消費量の把握、地域の主要産業である果樹生産やワイン生産などへの活用や狭隘な土地が多く、豪雪地域である本町独自の地域課題に対応した再生可能エネルギーモデルの検討、そして「仁木町再生可能エネルギービジョン」の策定を通じた地元事業者や地域住民の脱炭素に向けた意識の醸成を図ることを目指し、本年6月に開催された第2回仁木町議会定例会において補正予算の議決をいただき、年度内に「仁木町再生可能エネルギービジョン」の策定を終えることとしております。

「仁木町再生可能エネルギービジョン」の策定には、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた事業者の協力が必要であり、このため価格のみの競争入札による委託業務には適さないと判断し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定したところです。「仁木町再生可能エネルギービジョン」では、太陽光発電をはじめとする様々な再生可能エネルギーにおける潜在能力の推計、既存資料及びデータを用いた各公共施設の耐震、地質状況の把握、送受電系統の空き容量調査、縦型太陽光設備設置に係る実証調査を行うこととしており、この縦型太陽光設備については、冬期間における発電量の実証調査を行うため、庁舎複合施設に隣接している町有地内への設置を進めております。

今後においては、導入検討委員会の開催、町民を対象としたワークショップ形式での意見交換などの実施について、受託者の協力のもと「仁木町再生可能エネルギービジョン」の年度内策定に向け、執り進めてまいります。

4点目の「カーボンニュートラルの実現に向けた町民への意識醸成は」につきまして、先に申し上げたとおり、省エネルギーの推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を重要な課題として捉え、各種の取組を推進していくことが肝要なものと考えており、この想いを町民の皆さまと共有し、高めて行くことが重要なものと認識しております。異常気象や気象災害の頻発、エネルギーの地産地消への期待、さらには自動車のEV（電気自動車）化など大きなイノベーション（技術革新）が目前に迫る中、幅広い視点でカーボンニュートラルについて学ぶ場や意見交換の機会を設け、町民の皆さまの意識醸成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番(野崎明廣) 細やかな答弁をいただきました。順次、再質問をさせていただきます。

まず、カーボンニュートラルを推進する上で森林の整備が重要との答弁をいただきましたが、現在どのような対策を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長(浜野 崇) 只今の現在はどうのような対策を行っているのかという質問でございますけれども、町では3698㍍に及ぶ一般民有林における森づくりを支援するため、国の豊かな森づくり推進事業費補助金を活用し、北海道と連携した支援を行っているほか、森林作業の効率化を支援するため森林環境譲与税を活用した森林作業道整備補助金や造林事業補助金を創設し、町独自の支援を行っております。さらには、187㍍に及ぶ町有林におきましても国の森林環境保全整備事業補助金を活用し、造林事業を実施しております。以上でございます。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○6番(野崎明廣) この中で、森林環境保全整備事業補助金を活用した造林事業を行っているということですが、町有林・民有林に対する取組は理解をするところです。現在、開発されている町有林の新幹線工事のトンネル残土処理場、そして高規格道路工事においても多くの森林伐採をされていますが、植栽は町がするものなのか、国へ要請されていくものなのか、その点お伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 新見企画課長。

○企画課長(新見 信) 北海道新幹線建設工事に伴い発生します土砂、残土につきましては工事を施工します鉄道運輸施設整備支援機構に対しまして、仁木町が所有しています長沢地区の町有地を受入地として貸付け、現在は発生土の受入れが行われているところでございます。その受入れ完了後につきましてはですね、鉄道運輸機構が樹木の方を植栽した上で、町の方に返還されるということになってございます。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○6番(野崎明廣) 鉄道運輸機構が植栽をされるということですので、町の負担としてはかからないということで、よろしいでしょうか。

○議長(横関一雄) 新見企画課長。

○企画課長(新見 信) はい。そのようなことで鉄道運輸機構とは協議を進めているところでございます。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○6番(野崎明廣) 町に負担がかからないということで、安心をいたしました。

次の質問をさせていただきますけれども、本町への設置が想定されている再生可能エネルギーについて、既に町内に設置されている太陽光発電や後志管内をはじめ各地で設置されている風力発電の活用のことですが、設置されている上での町としての考え方はどのような考えか、お伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) 私の方からお答えさせていただきます。

設置に当たりましては関係する法令、それから国等が定めますガイドライン及び規格を遵守することを求めることは当然でございますけれども、配慮すべき地域の住民に対しまして、説明会を開催していただいたり、また戸別訪問などとおして企業の概要や環境・景観への影響を丁寧に説明していただく。さらには、事業について理解を得られるように、十分にご努力をしていただくように、必要に応じて要請してまいりたいというふうに考えております。以上です。



○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町として、再生可能エネルギーとして施設を町有地内に設置することも検討し、今後、検討委員会を開催し町民を対象とした意見交換を実施するとのことですが、本町においても現状として景観に対する条例はなく、町が定める基準としているのは国の定めている基準としているが、いかなものなのか。その点、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺住民課参事。

○住民課参事（渡辺和之）只今の野崎議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電事業につきましては日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいものではございますが、電気事業者により再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）以下FIT法と言われているものでございますが、これに基づく固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に導入が進んでいる状況にあります。一方で、太陽光発電事業の実施に伴いまして、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が報告されている他、重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響等も懸念されているところでございます。このように、環境影響が顕在化している状況を踏まえまして、令和2年4月から新たに太陽光発電事業が環境影響評価法（環境アセスメント法）の対象事業として追加されるなど規則が強化されたことや、環境影響評価法の対象とならない規模の事業につきましても、景観法に基づく景観行政団体として北海道が制定いたしました北海道景観条例及び北海道景観計画によりまして、設置する場合は事前に北海道知事への届出を求めていることを踏まえまして、現在においては、景観や生活環境への影響についてのリスクの評価が適切に実施されていることから、太陽光発電の規制や抑制を目的とした条例の制定は考えておりません。しかしながら、第6期総合計画で掲げておりますとおり、町内外に誇れる地域の特色を生かしました良好な景観を形成し、まちづくりや産業の振興に有効的に活用することを目的とした景観条例については、作成に向けた準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）11月末に、総務経済常任委員会で、高山村を視察させていただきました。その中で、景観条例ということが謳われて、非常に厳しい要綱なのかなという感じも身受けられましたけれど、本町においても景観条例を今後、検討していただっていくということにおいては、非常にこれからの行政にはいろいろな形で進歩があるのかという感じもしています。

まず、この太陽光パネルにおいても、設置に関わる実証調査をするとのことですが、町内においても、既にパネルが設置されており、その中で豪雪により一冬でもう倒壊されている。それをまた撤去し、次年度には保険金で建て替えられているという実例があります。非常にずさんな感じも、不信感が募るわけですが、再生可能エネルギーを考える上で、町としても十分検討すべきでないかなと考えますが、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺住民課参事。

○住民課参事（渡辺和之）只今の野崎議員の再生可能エネルギーを考える上で、町としても十分に検討すべきではということでございます。

経済産業省資源エネルギー庁が、本年4月に公表した資料によりまして、令和3年4月から令和4年2月までに発生いたしました太陽電池発電設備にかかる事故は435件でございます。設備不備や、保守不備が

大半の原因となっており、大雨による土砂流出や支持物、架台の損壊が33件、積雪による損壊が14件など、自然現象由来が原因となった事故も82件報告されているところでございます。特に、10キロワット以上50キロワット未満の小出力発電設備におきましては、自然現象由来の事故の割合が大きくなっていることから、経済産業省では、必要に応じて緊急の立入り検査を実施する他、事業者に対して感電防止などの安全対策を指導するとともに、原因究明及び再発防止の徹底を要請していることとしております。さらには、再エネ発電設備の適切な保安を確保するため、小出力発電設備に対する規制を強化することとし、電気事業法第106条及び、同条の規定に基づきます電気関係報告規則が改正され、令和3年4月から感電死傷、電気火災、他者への損害、主設備の破損の事故報告が義務化されることとなっております。町といたしましても、適切な対応が慣行されていない事例が確認された場合には、指導監督機関でございます国や道に対しまして、必要に応じて指導監督の徹底などを要請してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今説明をいただいた中で、非常に事故も多く発生しているということですので、このような事故を未然に防いでいかなければならないのかなという感じもしていますので、町としてもきちんと確認等をしながら対応していただきたいと思います。

また、その中で、幅広いカーボンニュートラルについて学ぶ場や意見交換の機会を設け、町民の皆さん方の意識醸成を図りたいとお答えがありました。具体的なスケジュールがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）具体的なスケジュールと言いますか、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今後カーボンニュートラルの推進が喫緊の課題となっていることを踏まえてですね、本年度内に仁木町エネルギー構造高度化転換に向けたエネルギービジョン及び調査研究事業の成果の報告を兼ねて、町民を対象とした意見交換の機会を設けたいというふうに考えております。

改正内容については今後検討してまいりますけれども、広範な町民の皆さまがカーボンニュートラルに対して幅広い意識を醸成できるよう準備を進めてまいりたい、そのようにも考えております。

また、基本的な町としての考え方につきまして、それも先ほども申し上げましたけれども、仁木町の総合計画にも記載しているように、再生可能エネルギーの活用を生み出し、地球温暖化対策の推進に向けて取組を行っていくこととしております。そのためには、幾つかあるクリーンエネルギーのうち、本町にとりまして、一体何が適しているのか、そういうことをきちんと見極めることや、正しい確かな情報の中で、調査・研究をしていくことが必要であるというふうに思います。偏った意見ばかりが主張されるのではなく、公正公平なものとして捉え、メリット・デメリットをきちんと理解し、個々に負担が生じることになっても、地球環境を守っていかなければならないという世界共通認識のもとで取り組まなければならないという、世界目標であるという意識醸成を図りつつ、脱炭素社会実現に向けた施策を町民の皆さまとともに推進してまいりたいとそのように思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町長に答弁をいただきました。

町としては、住民の方が理解できる説明会、また、事業者においても説明を要請していく立場として、町が取っていけるものなのかどうか。その辺ちょっと、あればお伺いしたいと思いますけれども。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) 只今、町長が申し上げたとおり、広範な町民の皆さまに理解を図り、意識を醸成していくということが大事だということで、そういった機会を設けさせていただきたいと思っておりますし、当然そういった機会を町として開催させていただきたいと思っておりますし、もし、具体の計画がある場合についてはですね、当然その関係する事業者ですとか、団体に対してですね、そういった場を設けていただくように町として要請していくということも当然想定しているところでございます。以上であります。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○6番(野崎明廣) いろいろな形の中で、これから大変な形がありますし、また、いろんな住民の考え方もありますし、町としての考え方、国策の中で動かなければならない町の立場というのも十分理解しますし、今後いろいろな形の中でカーボンニュートラルに対して、また、町のご意見をいただきながら、進めていただきたいなという感じがします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(横関一雄) 次に、『農業を支える人材を確保するためには』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。5番・嶋田議員。

○5番(嶋田 茂) 農業を支える人材を確保するためには。

本町の基幹産業である農業の特産物は、サクランボ、ブドウ、プルーン、ミニトマト、水稻、ブルーベリーなど幅広く存在し、近年では醸造用ブドウや、ヘーゼルナッツなども生産されています。また、その多くはふるさと納税の返礼品にもなっており、本町の財政にも貢献しています。さらに、ミニトマトは東京や大阪を中心に販売し、夏秋の産地としては収量・売上げともに日本一にもなっています。しかし、本町の産業は人材不足により先が読めない状況になっており、今後、基幹産業である農業が生き残っていくためには、町、生産者、農協の今まで以上の連携が不可欠であります。そこで、町長に以下の点についてお伺いします。(1) 町長就任後10年を迎えようとする中で、本町の農業をどのように評価しているのか。

(2) 人材を確保するために、通年雇用が効果的であると考えているが、町としての考えは。以上、2点についてお伺いします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の嶋田議員からの、農業を支える人材を確保するためには、の質問にお答えします。

1点目の「町長就任後10年を迎えようとする中で、本町の農業をどのように評価しているのか」についてであります。私が町長に就任したのが平成25年でありまして、その年のJA新おたるにおける農産物の販売実績が約25億9000万円ございました。これに対し、令和3年度の実績は約30億4000万円となり、4億5000万円程度増額しております。私は農業振興政策として、これまでにワインツーリズムをはじめとするワイン産業の振興、ミニトマト集出荷選果施設整備事業や農業基盤整備促進事業による農業の生産体制の強化、農業担い手対策事業など、様々な事業を展開し、本町の農業振興を後押ししてまいりました。本町がこれまでに投じた農業振興事業費は、10年間で総額21億6000万円に上ります。このような取組が実を結び4億5000万円もの販売額増に繋がったものと考えております。

2点目の「人材を確保するために通年雇用が効果的であると考えているが、町としての考えは」について申し上げます。議員仰せのとおり、人材を確保するには雇用される側の立場からも通年雇用が望ましいことは当然であります。しかし、北海道における農業は冬期間雪に覆われるため、農作業が停止することから

通年での雇用は難しいものと考えます。現在、JA新おたるでは、九州や四国地方と労働者の産地間連携を検討しており、来年度の導入に向け協議を進めていると伺っており、町としても住宅の確保など協力していく考えであります。

本町は、これまで労働力を外国人実習生に依存してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症など不測の事態が発生すると、一斉に労働力を失い、営農計画に著しい混乱を招き、そのシステムが如何に脆弱であるかを痛感いたしました。今後、本町農業の成長を持続させるためには、これまでの不確定要素が高い農業実習生の労働力に依存するだけではなく、新たな方策も必要ではないかと考えます。先般、仁木町新規就農受入協議会では、農業先進地であるオホーツク管内の津別町に赴き、JAつべつによる第三者経営継承について研修してまいりました。津別町では、農業法人の設立に助成金を交付するなど、農業の法人化を進めており、法人経営により職員を雇用することで、労働力を確保しています。津別町とは農業形態が違うため、同様の取組が可能とはなりません。本町でも法人化が進んでいることから、今後も調査・研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）町長の方から答弁をいただきました。

まず1点目の部分でございます。1点目の就任10年を迎えてどう思っているのか、その辺の部分では、10年間で総額21億6000万円農業振興事業に投資していますが、その内訳を教えてください。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今の嶋田議員からの事業費21億6000万円の内訳ということでございますが、主なものについてご報告させていただきたいと思っております。まず、大きいものとしたしましては、ミニトマト集出荷選果施設の導入に対する補助ということで、町の方からは5億円の事業補助を行っているところであります。その他にハウス事業、新規就農者ですとか、そ菜ハウスの事業に対しまして総額で1億4200万円程度の事業費を助成しております。それ以外に改良区に対する頭首工事業等で2億円、あとは基盤整備事業に4800万円というような状況でございます。その他にもワイン事業等がございますが、詳細については細かいものですからここでは控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）事業の中で集出荷場の補助に5億円と、またハウス補助に1億4000万円以上と、この部分がこの4億5000万円程度の増額をしたという部分の実績になったのではないかと私は思っています。それに関しては、私も町長のハウス事業の6年間、また、集出荷場の5億円という部分では、すごく感謝しています。ただ、10年間の間に町の税金としての収益も多分農協だけではなく、町としてもそういう収益というのは上がってきているのではないかと思います。私も議員になってからの町民税の増え方というのが1億4500万円ぐらい増えていると思えました。そういう部分では、町長の力を入れてくれた部分は、功を奏したのかなと思っております。

その中で、2点目の人材を確保するため通年雇用が必要ではないかという部分でございます。今後人材を確保するためには、冬期間も使えるようにしなければならないと私は思っています。そういう中で、今後人材を確保するために、6次産業化を絡めた農産物が必要と考えますが、町と生産者、農協とが今まで以上に強力な連携を取った方が良いという部分を申しているのですが、その部分で6次産業化を絡めた農産物が必要と考えますが、それを町としてはどう考えているのか、お教えてください。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）人材確保のために6次産業化が必要だということでありまして、これは農作業が中断する冬期間にも作業があることで通年雇用が可能となるという解釈でご答弁の方をさせていただきたいと思っております。

議員仰せのとおり、6次産業化によって冬季の作業があることで人材を確保することは可能であると思っております。ただ、現時点では難しいのかなというふうにも思っております。その理由としては、本町には6次産業化による農作物の加工処理をするための設備が乏しいということが挙げられます。JA新おたるのジュース・ジャムの生産も数量に限界がありますし、ワイン事業につきましても、町内には小規模なワイナリーが多いため、そこまで人材が必要ではないのかなというふうにも思われます。また、新たな設備を設置するにしても取組を行う一定数の生産者が、それに取り組まなければならないことや、一定程度の検証期間が必要ではないのかなというふうに思われます。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）今、現状では無理ではないかという部分、私もそこは分かります。ただ、人材を確保していくためには、今までの考え方のままだって何となく変わらないうんすよ。だから、何か一歩踏み出してやっていかなければならないというのが、多分今のこの町の課題かなと私は思っています。そういう中で、この6次産業化という部分、私は考えているんですけども、ただそれに絡めた農産物に何かあるのかというふう考えたときに、近年ではやはり、今年度、秋になって騒がれてきているサツマイモだとか落花生だとか、そういう部分はメディアにも触れられるようになってきました。そういった部分でそういうのも、元々温暖化の影響と言われながら、新しい作物が北海道にないのかという部分で、多分取り組んできたのだと思うんですが、実際にそれがもう今年度すぐ目につくニュースになっていたなというふうに私は思います。そういう中で私たちの町でも何かこの違ったもの、違う農産物を考えていけないのかというのが私の考え方で、それこそ町、生産者、農協、3者の連携で何か考えていかなければならないのかなと私は思っています。それで今申しましたように、今私たちがやっている農産物、それこそ、春先から定植が始まるミニトマト、7月から収穫が始まるサクランボと手作業の作業で忙しい時期が多いんですけども、定植してから収穫するまで手をかけなくてもいい農産物というのが、落花生であったり、サツマイモであったり、付加価値を付けられる商品だと私は思っています。この、これからの農産物というのは定植してから収穫するまで手間が余りかからない農産物で、加工して付加価値がつくものでなければならないと思います。収穫したものを冬の間、外国人特定2号の外国人労働者を使って加工していくことができると思います。こういった意味で、冬も仕事を作れるようなものをと私は思うんですが、町としてどう考えているのか教えてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員の仰ることも重々私も理解するところでもございまして、これまでも、農業者の方々、又は各関係機関、管理団体、様々な方々からお話を聞いてですね、なかなかこれからの時代、安定的な体制を構築していくには、いろいろ策を練らなければならないということも我々も認識しているところでございまして。先ほど担当の方からもお話ししたとおり、1年間通年で雇用することが何よりも農業者も望んでいるところだと思っておりますけれども、冬場に仕事をする、作業をするものがなかなか見い出せないといった部分でなかなか苦しい部分があるのではないかと発言はしましたが、実際、現

実問題そこがやはり1番大きな課題だと思います。嶋田議員の仰るように、その部分を踏まえて冬期間、何か戦略的なものを研究して栽培することができれば、通年で複数年人材を確保して、毎年毎年人が入れ替わらなくて、コミュニケーションも図れた上で効率性も上がって、双方にメリットがあるような、そういった人材労働力を確保できるのではないかという部分であると思いますけれども、私もそのとおりだと思います。

視点は違いますが、ヘーゼルナッツも同じように、なるべく手間がかからないような作物として空いている遊休地を使って農業者の人たちが少しでも所得を上げてもらうという観点で取組を進め、町も協力しながらやっていますけれども、同じように冬期間、農業者の方々があまり収益にはならないけれども、人材を確保するために、一肌脱いで作物を栽培をしなければならないという、もしそういう強い思いが皆さんの中でもし芽生えてくるのであれば、町としても、農協としても、協力体制を取りながらそれに向けて支援をすることはやぶさかではないというふうに思いますし、そういった部分で取組を進めていければというふうに私自身も思っているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）町長の今の答弁というのは、本当に今後、生産者の力になる言葉をいただいたと思います。

そんな中で、3年前から特定2号労働者というのを試験的に入れようという話があって、昨年11月に話し合いをして、今年度から、特定2号の部分の労働者を入れるようになりました。当初、関係の会社と話しをしていたときには、十七、八人しか入らない予定でしたが、やはり労働者が要るということで、他の団体からも「うちも入れたいんだけど」という部分が増えていきまして、だいたい会社の社長に聞いたところ、仁木町に50人以上の特定2号労働者が、今年度は入っているということです。それで、この部分に関しては、コロナ禍なんですけど、道内、国内にいる、元々実習生で入っていて、特定2号の試験を受けて、特定2号になった人たちを入れているという部分です。今これから農家としてやっていかなければならない部分で入れていかなければならない人材というのが、特定2号を入れるというのはこの町だけでもそんなに入れてなかったのが、昨年の11月の話から今年1年間でも50人以上が入れるという部分で、コロナ禍であってもそういうのが可能な何かシステムになってきたというのか、そういうものがあります。そういう部分で、「冬も仕事があれば」という部分で話をしますと、「では、なんでも仕事があればやってくれるのかい」とそういう特定2号の労働者の方に聞きますと、「雪があるのなら雪かきに来ますよ」というような人もいます。そういうふうに、ありがたいんですけど、雪かきには来てもらいますけれども、だけど実際に通年としてある仕事というのは、今ここの仁木町でやっていると言ったら、シイタケ栽培と寒締めほうれん草の2種類しか確か仁木町では、冬の仕事としてないはずなんです。今回その特定2号で入った労働者の5人は、寒締めほうれん草の生産者のところに残って冬も仕事しています。実際に。だからそういう部分の流れでいって、仁木町の農業関係に自分で好きなところに行けるという、特定2号労働者ですから、そういう部分で冬の仕事があれば、つなぎとめることができる。そういう部分で町としても今度は考えていかなければならない。なぜそうやって思うかということ、手作業でしかできない農産物しかないからです。機械化ができません。そういう部分で考えているんですが、人材を雇うということは大変なことなんですけど、だけれども町としてはそういう部分でも考えていかなければならないと思っています。

実際に、先日オホーツク管内の津別町に研修に行ってきたというふうに聞きましたが、農業法人はなか

なか仁木町のような経営では難しいのではないかという部分があります。今、仁木町で農業法人をやっている人たちというのは、なぜ農業法人になったのかという理由があって、当初、外国人実習生を2人以上使うには農業法人でないと駄目だというふうになっていたんです。それで農業法人になる方が増えたんです。一時期、実際に。だけれどもそういう部分では、経営体が違うので、多分なかなか難しいところだと思いますが、ただ農業法人化のメリットというのは、私も農業法人をやっているんですけど、分からなくなってきているのが正直な話です。それで進める部分で法人化というのはあるんですけど、メリットというのは、実際に何があるんでしょうか。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長(浜野 崇) 先ほど答弁の中で津別町の例を出したわけですが、津別町は酪農が中心の町でございまして、津別町の取組をそのまま仁木町が実践できるというふうには考えておりません。法人化による、人材確保についてですね、冬期間の作業をいかにして確保するかというところで、クリアしなければならない点、課題等も多くありますけれども、法人化によって規模を拡大することで、より安定的な農業経営が可能になるのではないかというふうに期待をしております。また、このような言い方は少し失礼かもしれませんが、やはり生産者の中にはですね、生産技術には自信はあっても経営手腕には少し自信がないですとか、あまりそういうところには明るくないという方も少なからずいらっしゃるのではないかと思います。現にですね、新規就農の相談の中でもですね、単純に農業に従事したいという方もいらっしゃることは事実であります。新規就農を希望する方の中にはですね、単純に作物を育てたい、農業に従事したいという方もいるため、法人化された組織に従業員として雇われることでですね、目的が果たされるのであれば、あえて資金を借入れてまで農業を始めるといったリスクを回避することができるのではないかと思います。ですので、法人化することでですね、農業をしたい方は農業に集中できる。そういった経営手腕のある方は経営の方に力を入れていける。そういった作業の分担ができるので、農業の経営が安定すると、そういったメリットがあるのではないかというふうに私は考えます。以上でございます。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○5番(嶋田 茂) 農業法人というけれども、地域地域のやり方として、メリットの大きいことがあったり、逆にメリットがないことというのはあると思います。ただ、仁木町、この町での農業法人化というふうにするには、やはり規模が大きくないと経営的に成り立たないというのがあって、やはり法人化するには規模が大きくて売上げが大きい。そういう部分でなければできないのかなと思います。ただ、自分が規模を大きくするため、収益も規模も大きくするというふうに考える部分では、大切なことかなと思うんですが、だけれどもそういうふうにする人ばかりではないんです。だから、実際に今後、人材を確保するために、いろんなことを述べてきましたが、とにかく今後、この町で今までなかったものを新たにやっていくという部分では、私も考えていきますので、町の方も考えていただければと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 最後に私から、今嶋田議員のお話を聞いていて、やはりまだまだ農業者生産者の意識というものの経営に対する部分というのはまだまだ弱い部分があるのかなというふうに実感しました。

やはり先ほど規模のお話をされましたけれども、大規模だから小規模だからという観点ではなくて、やはりこれからは規模関係なく、やはり今まで生産者は、「ものづくり」ということに意識を強くしたけれど

も、これからは経営、ビジネスモデルを持って、どれだけの経営スタイルで収益を上げていけるのかという感覚も持ち合わせながら栽培していかなければ、これからの厳しい時代に戦い抜いていけない、そういった部分で我々これまで町としても、いろんな部分で仕掛けをつくってきたつもりです。やはり生産者にとって必要なものは、そういった人を扱うのであれば、そういった人材をうまく起動させることができる経営手腕、又は収益性を持たすことができる、そういったビジネス手腕、そういったことを能力として養っていかなければならない。少なくともうちの町というのはこんな小さな面積で、これだけ高い収益を上げているという農家の人が多い中で、これ僕は、大いにビジネス、経営手腕としては大いに潜在能力があるというふうに思っています。だから規模が大きいとか小さいとかじゃなくて、少ない面積でどれだけの収益を上げられるかとか、そういうことが1番、経営的な部分で必要な部分だと思いますので、そういった意識をこれから広く農業者の方々に伝えて、活力に結びつけていきたいというふうに町も思っていますので、その部分では町としても支援できるところは大いにしますので、嶋田議員の思いは我々も受け止めていますので、そういった部分をご理解していただきたいと思います。以上です。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時35分

○議長(横関一雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第10『一般質問』を続けます。一般質問、『鳥獣被害への対策強化は』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番(磨 直之) それでは、鳥獣被害への対策強化について質問させていただきます。

本町では、基幹産業が1次産業ということもあり、鳥獣被害への対策は町の課題であるとともに、農家にとっても深刻な問題であることがうかがえます。令和4年8月に実施した総務経済常任委員会所管事務調査では、鳥獣被害対策状況の現状調査を実施したが、被害状況は令和2年度で167万、617万円であり、令和3年度は332万、1396万円と大幅に増加をしています。現在、鳥獣被害対策として「仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助事業」があり、総事業費の90万円のうち、町の補助は60万円としているが、補助実績は令和元年度は43万6000円、令和2年度は21万3000円、令和3年度は34万3000円となっており、各年にかかなりの差が出ている状況です。また、令和4年度の実績は上限である60万円に達していると伺っています。

また、本補助事業を一度活用したものは3年間再活用できないこととなっており、新規就農者や事業を拡大したい農家にとっては活用タイミングが難しいという現状があることも否定できません。そこで、現状を踏まえ、以下の点について伺います。(1)今年度の補助実績と被害総額、来年度の予算見込みは。(2)当該補助事業の3年間再活用できない規定を変更する考えは。(3)ピクシーダストテクノロジーズとの包括連携協定の中で、鳥獣被害対策を実施する考えは。(4)今後、町として新たな鳥獣被害対策の施策を考えているのか。よろしくお願いします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 磨議員からの、鳥獣被害への対策強化は、の質問にお答えします。

1点目の「今年度の補助実績と被害総額、来年度の予算見込みは」についてであります。11月末現在



において、狩猟免許等取得補助事業として3名の方に対し18万1000円の補助を行っております。有害鳥獣被害防止対策機器設置補助事業につきましては、箱わな2基、電気柵4基、音響・発光忌避機材1基の合計7基に対し36万1000円の補助を行っております。なお、8月に実施されました総務経済常任委員会所管事務調査において、現時点における申請が予算額の上限に達していると答弁しておりましたが、その後、申請取下げの申し出があったことから、執行額が36万1000円となったものでございます。また、今年度の被害額につきましては、例年調査を実施する時期が1月であるため、現在のところ確認できておりませんが、令和3年度の被害推計額は約1400万円で、その内エゾシカによる被害は約560万円でございます。

来年度の予算見込みにつきましては、現在、新年度予算の編成を行っているため、詳細を申し上げることはできませんが、被害の増大を考慮し、例年以上の水準になるものと考えております。

2点目の「当該補助事業の3年間再活用できない規定を変更する考えは」について申し上げます。議員仰せのとおり、当該補助金の交付を受けたものは、仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、第12条で規定する財産処分の制限期間を超えなければ、新たに申請することはできません。これは、特定の個人又は法人の農業者が補助金を独占することがないようにするための規定であり、公平性を担保するためには必要な措置であると考えております。有害鳥獣の被害に遭われている農業者の皆さまにとっては、より多くの電気柵等を設置し、被害を最小限に食い止めたいというお気持ちは十分理解できますが、予算にも限りがありますことからご理解をいただきたいと思っております。

3点目の「ピクシーダストテクノロジーズとの包括連携協定の中で鳥獣被害対策を実施する考えは」につきましては、ピクシーダストテクノロジーズとは、令和2年に包括連携協定を締結しており、同社が持つセンシング技術を有害鳥獣駆除に活用することについては大いに期待が持てると思います。現在、ピクシーダストテクノロジーズには、有害鳥獣対策に関する取組事例について照会しているところであり、今後も本町での活用に向け、協議を重ねてまいりたいと考えております。

4点目の「今後、町として新たな鳥獣被害対策の施策を考えているのか」につきましては、これまで有害鳥獣被害対策として、箱わなや電気柵などの購入助成を行ってまいりましたが、近年、エゾシカによる食害が急激に増加している傾向にあります。そのため、電気柵に対する助成をどれだけ充実させたとしても、すべての圃場に電気柵を設置することは不可能であり、新たな方策も検討していかなければなりません。現在、政府ではデジタル田園都市構想を掲げ、デジタル実装を通じた地方の活性化の検討を進めております。今後、本事業を活用し、センサーカメラなどIoT技術を活用したエゾシカによる被害対策等も事業の対象とされていることから、本町の有害鳥獣被害防止対策にも活用できるか検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）それでは幾つか質問をさせていただければと思います。

1点目、2点目について答弁をいただきましたが、その辺りについて、予算の取り方、また適用範囲について少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず、来年度の予算が例年以上の水準になるものと考えているということなんですけれども、この予算取りに関して少し違う考え方もできるのではないかというふうに思うのです。というのが、補助事業に関しては、突発的に農家の方が必要になるというよりは計画的に必要なになっていく、おそらく既存のもう数十年とやられている農家の方に関しては、ある一定の鳥獣害対策はされている。また、わなが故障したと

か、何か新たに今の現況を鑑みて来年以降補強しなければいけないという考えが普通は出てくるのではないかと思います。なので、ある一定将来的に予測ができるものですが、新規就農者に関しては、大きく畑を持つというのはいきなりできることはあまりないと思うので、小規模から始めて、1年なのか数年なのかで圃場を広げていくという考えになったとき、その際にやはりこの事業を使いたいという考えになると思います。なのでもちろん、今までの実績を見た限りでいうと、十分な予算を取っていただいているが、しかし活用しきれていないということもあるかもしれないけれども、今年、令和4年度に関しては、一部取下げがあったので上限に達さなかったとなっておりますが、実際は一時期上限にも達しているということで、なかなかその既存のある一定の予算取りをして対応するというよりは、あらかじめ予測をしてその分の予算を確保するという考えなどもできるのではないかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長(浜野 崇) 磨議員から只今質問のありました予算の取り方ということでございますけれども、まず、現在町が行っている事業につきましては、資格取得補助と有害鳥獣対策の被害防止対策機器の設置補助ということでございまして、先ほど申されたとおりですね、有害鳥獣対策機器の設置については、満度に使われていないということも、何かしらの原因があるのではないかとございまして。実際にですね、今年につきましては、申込みは予算額の満度にきていたわけですけども申請が取り下げられたということでございまして。これは理由としては、機器が用意できなかったということで、農作物が生育されている間に電気柵の設置ができなかったことで、申請された方から、「今年はもういい」というようなこととございまして。資材等が現在手に入りにくい状況にあったためにこのような状況になったということでございまして。ですのでやはり、先ほど答弁にもありまして、鹿の被害が増えている中で申込みは当然、今年も満度にあったわけですから、やはりこれからも増えていくのではないかとございまして。また、先ほど磨議員が仰られていました補助の仕方、方法についての検討についてはですね、まだまだ考える余地がこちらにもあると思います。その辺は十分考慮に入れましてですね、今後検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長(横関一雄) 磨議員。

○1番(磨 直之) 予算の取り方について、今後考慮していただけるということなので、おそらく前年度なりどれぐらいニーズがあるのかという把握をした上で予算付けなどができると、もちろん町の予算を適切に使えるというところもあるけれども、やはり農家さんにとっても計画的に町獣害対策をしていけるといところでいいのかなと考えております。

改めて質問させていただければと思うんですが、今度はその適用範囲についてなんですけれども、1回目の質問でもさせていただいているとおり、やはり3年間、この事業が使えないということになると、新規就農を今仁木町では増やしていこうと考えている中で、新規就農者に関しては、どちらかというとも最初から、農地を多く、作物を作れるわけでもなければ、そこに対して電気柵などが代表的になるとは思いますけれども、わなを用意するというのはなかなか現実的ではないと思います。新規就農者を中心として既存の農家さんたちもそうですけれども、新たに面積を増やしたい、農作物を作っていきたいと考えたときに、やはり鳥獣害対策によってせっかく面積を増やしたのに、作物が同じぐらい減るということはないと思う

んですけれども、それで減ってしまうというのは、何かもう少し、その対策の仕方で何とかなるのかなとも思うんですけれども、そういうところから、例えば面積に対して補助を出すですとかその不公平という観点であればそういう面積に対して補助を出すですとか、しっかりと期限を区切り明示した上で、不公平にならないように補助を出していくということとはできないものでしょうか。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長(浜野 崇) 只今、面積の区分についての考え方はどうなのかということでございますけれども、答弁の中でもやはり公平性ということを謳っております。そう考えますとですね、やはり議員仰せのとおり作付面積だとか品目について、すべて同じという方はいらっしゃらないというふうに思います。そうすると公平性の観点からすれば、やはり面積が多い少ないですとかその辺についても考慮すべき点だとは思いますが。そういった意見等も含めてですね、現在の制度の在り方についてですね、見直しに向けて検討すべきところはあるのかなというふうにも認識しております。以上でございます。

○議長(横関一雄) 磨議員。

○1番(磨 直之) 是非、実際にやはり3年間使えなくて、わななり、電気柵なりを増設したいと考えられていても、なかなか増設できていない方もいらっしゃると伺っていますので、その辺りをぜひ検討いただければと思います。

3点目について質問させていただければと思います。仁木町ではピクシーダストテクノロジーズとの令和2年に包括連携協定を締結しているということで、今回、新たに有害鳥獣対策に関しても取組事例について照会して、今後活用に向けて協議を重ねていきたいと答弁いただいておりますけれども、なかなかピクシーダストテクノロジーズとの何か成果みたいなのがなかなか見えてこないんですけれども、今後、このように、本町でも活用に向け検討して協議を重ねてまいりたいと考えておりますということなんですけど、もう少し具体的にはどういうことを、どのようなスケジュールで考えられているのか教えていただけますでしょうか。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) 磨議員のご指摘のとおりピクシーダストテクノロジーズ、落合陽一さんが経営されている会社ですけれども、余市町と一緒に、うちの町と3者で今後のまちづくりの推進でピクシーダストテクノロジーズの持っているセンシング技術を含めてですね、先進的な技術を活用できないかということで、非常にやわらかな形で協定を結ばせていただいたと思っております。

それで当初は、落合陽一さんが現地に入って、いろんな視点から圃場を見てもらったり、いろんなことをしていただいてですね、ご提案をいただいているわけなんですけれども、ただやはり今、地域で抱えている問題というのが、この鳥獣被害対策を含めて、一朝一夕で解決できない問題がたくさんあるわけです。ですから、すぐさま結論が出るものではないと思います。それから、先ほどの話ですが、包括連携協定で、委託関係を結んだわけではないので、すぐさま成功・結果を求めるとのことよりもですね、関係を構築しながら、当然ピクシーダストテクノロジーズさんは営利企業でやっていますので、その中でビジネスモデルで成り立つものがあればですね、当然、連携してその成果をお願いする形になるかと思っておりますけれども、今現状では、要するに具体的な対策はないわけなんですけれども、ただ鳥獣害対策についてはですね、ピクシーダストテクノロジーズさんが令和2年に現地を回ったときにですね、状況を話して、実際にかなり関心を持たれて、例えば、超音波を使える技術を持たれているんですけれども、例えばピクシーさんで

農研機構という国の研究機関と一緒に超音波を用いて微動で、振動で害虫を忌避させる技術を持っているということなんで、もしかしたらそういったものもですね、鳥獣害に使える可能性もあるのではないかと話もされていたことを記憶しております。ですから、そういった可能性があると思いますので、当然、今も関係性がございますので、そういったことで、先ほど答弁申し上げたとおり、今後も情報共有しながら、町の状況を話しながら、協力できるところは協力を求めてまいりたいというふうを考えております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 答弁いただいて、理解するところはいくつあるんですけども、ただやはり令和2年度から包括提携を結んでいて、もちろん契約ではないというところで向こうに対しても実施責任があるわけではなさそうな話なんですけれども、ただ実際には結構、今答弁いただいた中でも期待できそうなものが多いなと思いつつ、それは、いつ何かの形になるのか、もしくは形にならないのかみたいなものもなかなか見えてこず、このまま令和5年になっても、6年になっても同じような状況なのかなみたいな、ちょっと不安に思うところもあるんですけども、実際に町としてはスケジュール的にはもちろんそれが実施できないは置いておいたとしても、どれぐらいを目途に具体的にどういうことができるかみたいなところは考えられていないのか、逆にそれがないと、どういう形で話し合われているのか。実際今町の状況がこうだよ、こうだよと報告しても、向こうから何もレスポンスがなければ話は進まないものだと思いますし、何か町としてのゴールがいまいち見えてこないなというのが、答弁を聞いている印象なんですけれどもその辺りでいうといかがでしょうか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治） 先ほど申し上げたとおりですね、あくまで包括協定でございます。委託契約を結んで、「この成果を出す」というものではなくて、両方でウインウインの関係があれば進むだろうし、そうでなければ話は進まない。決してお互いの何というか行動とか、企業の活動とかを妨げることなくですね、両方で関係性を持っていくという考え方のもとで進めると思いますので、決してそのスケジュールをもっていつまでということではなくてですね、柔らかな関係性の中でですね、町の課題に対してピクシーダストテクノロジーズさんが関心を持ってきてこういう協定関係を結んでいるので、それについての情報共有をしてですね、今後もしそれでビジネスモデルとして成り立つならば、もっと強力な関係でですね、進めていくことになるのではないかと思います。ですから、先ほども申し上げたとおり委託関係とかそういった関係ではなく柔らかな関係の中でですね、そういった協議といいますか、情報共有をしているという段階であるということで、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 仰っていることは分かるんですけども、柔らかな関係でいくと、やはり成果がいつできてくるのかというのは分からず、別にそれをいわゆる表に出す必要はないんですけども、ただ庁内としては目標を持ってやらないと、そこは物事が動かないのではないかなと思いつつ、改めて4点目についても、質問させていただきますけれども、やはりこれ4点目についても同じような形かなとは思っています。「政府の方でデジタル実装を通じた地方の活性化の検討を進めています。本事業を活用してセンサーカメラ、IoT技術を活用したエゾシカの被害対策を対象にして活用できるかを検討していきます」みたいなことも答弁いただいているんですけども、別に、ピクシーダストテクノロジーズと一緒に何かをやっ

てってほしいというわけではなくて、要は、町として将来的にどれぐらいのタイミングでこういうのを活用して、何となくこれぐらいのタイミングではもう実装できるようにしていきたいみたいな、目的とか意思がないと、やはり、柔らかな関係、柔らかな考えみたいな形だと、本当にずるずるいってしまって、いつまでも「できたらいいね」で終わってしまいそうな気もするんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）IoT技術を活用するというのは、当然今後進めていくのに非常に有効なことだと思いますけれど、その答えを持っているのはピクシーダストテクノロジーズだけではなくてですね、他にもたくさんあるわけですから、決してこれピクシーダストテクノロジーズを限定して考えているわけではないです。ピクシーダストテクノロジーズについては、どちらかという、先ほど話したように、余市町と仁木町との関係の中でということで、落合陽一さんというあれだけテレビに出ていて、非常に発信力のある方なんで、そういった方の名前を借りつつ地域の課題に対しての側面的な支援をこちらは求めるという意味合いが強かったと思います。ですからこういった個別の課題をいつまでに解決するということよりもですね、どちらかという、先ほど言った柔らかな関係の中で、お互いの関係を構築しながら進めていくということで結果を持てるのはそういったような意味合いがあったと思います。

一方ですね、4点目の答弁の中でお話ししている部分なんですけれども、これについても現在、例えば道内においても様々な取組をされております。例えばドローンを使ったりとか、例えば、音響による忌避ですとか、電磁波による忌避ですとか、いろんなこともですね、今活用されておりますので、そういった新たな知見について、各地で企業とか、大学研究機関で活用されているものをですね、今後、活用しながらやっていきたいと思っております。その中で今回、デジタル田園都市構想のもとですね、新たな国における支援措置等も受けられるという部分もございますので、これはアンテナを高くして、そういったものを活用しながらやっていきたいと思っております。それから、鳥獣害対策については、計画的にということとは誰もそう考えていると思います。磨議員の仰るとおり計画的に「いつまでにこうすればいい」と思うんですけども、それを解決できないでいるというのはそれだけ悩みが深いという部分だと思います。ですから全道的にですね、発生数・個体数の管理、そもそも、今の狩猟による個体の管理等を含めてですね、総体的な部分の中から、そもそもの部分からですね、考えていかなければならない問題だと思いますし、ですから非常に根深くいろんなものが関連している部分であってですね、おそらく想定どおり出口の部分でこの対策、防除対策だけで対応できるのではないというふうに考えておりますので、その辺も理解された上でですね、考えていただければというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）答弁いただいたことは理解するんですけども、もちろん一朝一夕にはいかないものだと思いますし、様々な要因があって、かつ予測できないところもあると思うんですけども、とは言っても、何かしらその目標を持ってやらないことには、別にそれどおりにいくというよりは目標があるからこそ、行動が生まれ、その行動に対してまた違う行動をしなければいけないとか考えていけると思うんですけども、ちょっとその答弁を伺っている限りだと、何となくふわっとしていたので、こういう質問をさせていただきましたので、今後このあたりも活用されていくということなので期待したいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第10『一般質問』を続けます。一般質問、『インボイス制度の中止・延期の要望は』について以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）インボイス制度の中止・延期の要望は。

令和5年10月からインボイス制度が始まります。インボイスとは適格請求書のことで、この制度では消費税の課税事業者は、請求書に登録番号や適用税率などの記載が求められ、さらに複雑な帳簿を付け7年間保存しなければなりません。消費税法では年間の売り上げが1000万円以下の場合、免税事業者となりますが、免税事業者であると課税事業者が消費税の仕入額控除を行うために必要な適格請求書等の発行ができず、仕入額控除を行いたい発注業者や元請からの仕事を受けられなくなります。このことから、今後、税制度の改正が行われることによって、中小事業者に影響があると考えます。また、このインボイス制度の仕組みは地方自治体にも原則適用されます。さらに、全国から多くの税の専門家や団体などから、インボイス制度の反対や延期の声があがっており、コロナ禍や物価高で打撃を受けた人たちに追い打ちをかけることは許されないと考えます。そこで、次の3点について伺います。(1)本町における事業者や農家など、影響を受けると考えられるおおよその数は把握しているのか。(2)本町の会計において、一般会計及び各特別会計ではどのような対応をとっているのか。(3)町民への影響を考慮し、町としても「インボイス制度の中止・延期」を国に要望すべきと考えるが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、インボイス制度の中止・延期の要望は、の質問にお答えいたします。

1点目の「本町における事業者や農家など、影響を受けると考えられるおおよその数は把握しているのか」についてであります。インボイス制度は全ての売手事業者が対象となり、請求書等に記載する項目が増えることとなりますので、影響は全ての事業者にあると認識しております。なお、事業者数については、2019経済センサスでは町内事業者数は166件、2020農林業センサスにおいて町内農業経営体数は304件となっています。

2点目の「本町の会計において、一般会計及び特別会計ではどのような対応をとっているのか」について申し上げます。一般会計及び特別会計については、今後、適格請求書の発行事業者登録を行い、システム改修を含め、課税事業者の要求に応えられるよう、執り進めてまいります。

3点目の「町民への影響を考慮し、町としてもインボイス制度の中止・延期を国に要望すべきと考えるが、町長の考えは」につきましては、インボイス制度は、令和元年10月1日から開始された消費税率10%と8%の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される制度でありますので、国のスケジュールに合わせて事務を進めていく考えであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）2点目ですが、一般会計は特例により、課税標準額に対する消費税額と仕入れ税額

控除税額を同額にみなすとして消費税の納税は免除されますが、特別会計や公営企業会計はその特例の対象とはならず、消費税の申告義務が発生します。水道事業では、もう発行事業者登録を行い、システム改修を行う準備が進んでいるということでしょうか。

○議長（横関一雄） 渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優） 只今のご質問についてお答えいたします。

今現在、水道特別会計についてはですね、インボイスの制度の登録はしていない状況でございますが、今後事業のインボイス制度の登録に向けて準備を進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 一部の自治体では既に取引業者を集めて説明会を開催しているようですが、免税事業者に対してもインボイス番号を登録するように促していると聞きますけれども、町としてはこういう業者さんたちに説明会とかを開いてはいかないんでしょうか。

○議長（横関一雄） 和田財政課長。

○財政課長（和田秀文） 先日の青色申告会だとか、白色申告会の方においてはですね、農家さんだとかも来ていただいて、税務署さんの方からインボイス制度の説明はしていただいております。税務署さんの方でも、今のところ月2回程度、インボイスに対しての制度説明を順次行っている最中ですので、町としましても、商工会等とですね連携をしながら、今後要望があればそのようなことも実施していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 町として、水道業者さんとかと事業を行う場合に、関係してきますよね。その業者がインボイスを取ってなければ、町としてはその業者を使わないとかというふうにはならないんですか。

○議長（横関一雄） 和田財政課長。

○財政課長（和田秀文） すぐにですね、免税事業者が課税事業者にならなくとも、国の方の制度では制度開始から3年間につきましては、免税事業者が仕入れする控除分について80%の免税があるということですので、その辺をうまく活用して、今後課税事業者として登録されていくような、そういうようなお話しをしていければというふうに思っております。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 分かりました。

それでは、学校給食についてはどうなんでしょうか。仁木町では地元から納入することはあまりないでしょうけれども、大きな町では、肉屋さんとか豆腐屋さんとかそういう小さなところから納入して、そこが、インボイス制度の登録をしてないと小売業者からの買入れはできないとかと聞きますけれども、うちの町としては、そういうことはあんまり関係ないですか。

○議長（横関一雄） 岩井教育長。

○教育長（岩井秋男） 給食の食材の関係でございますが、今、仕入れ業者等、当然小さいところからも仕入れている実態がございます。今、財政課長がお話ししたとおりですね、3年間の中で整理できればいいのかなと考えてございます。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 分かりました。

それでは、シルバー人材センターも危機的な状況となります。仁木町の高齢者事業団も高齢者個人がインボイスを発行しなければ、ならなくなるのでしょうか。そういう説明は、高齢者事業団にお話は行っているのでしょうか。

○議長(横関一雄) 和田財政課長。

○財政課長(和田秀文) シルバー人材センターにつきましては、団体が個人さんを斡旋して、個人さんと発注元さんが契約しての賃金を支払っている行為になりますので、個人さんがインボイス制度を発行しなければならなくなってしまう。

ただ、うちの高齢者事業団につきましては、組織としてやっていますので、組織がもしインボイス制度を発行しなければ事業を受けられないとかというのであれば、インボイス制度の登録事業者になっていただく必要がありますけれども、今のところ、そのような発注だとか受注の方法が、どこまでのものが反映されるのかというのが、ちょっとまだそこまで押さえていないものですから、その辺分かり次第また高齢者事業団とも打合せしながら、いろいろと詰めていきたいなというふうに考えております。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) やはりこのインボイス制度を知れば知るほど何か分からなくなるというか、やはり、高齢者事業団の方も不安がっていますし、やはり、どこまでこのインボイス制度がいくのか、ちょっと分からない状況なんですけれども、それでも、先ほど聞きました3年間という猶予期間ができたということは、本当に助かります。

それで、3点目なんですけれども、令和元年度多くの反対の中、消費税率10%に上げられ、軽減税率ができたことで、この複数税率が入り、インボイス導入ということで決まってしまうけれども、そのあとに、やはり令和2年、3年とコロナ禍、物価高と零細業者は次々と廃業に追い込まれています。町長は、国のスケジュールに合わせて事務を進めていく考えを示していますが、それでいいのでしょうか。

大企業の輸出業者は、海外に輸出する際、国税局から消費税分3兆円を超える還付がされています。今回導入するインボイス制度での予定している額は2480億円です。1業者15万円ほどということで、複雑なインボイス制度で個人業者を泣かせて、国としてはいいのでしょうか。仁木町での影響は少ないかもしれませんが、北海道市長会では、やはり大きな町になると個人業者、零細業者がたくさんあるということで、要望書も出しているそうです。いま1度、町長の考えをお聞かせください。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 私自身の考えとしては、昨年も、仁木町議会では、このインボイス制度導入中止を求める意見書を提出されたことは承知しておりますけれども、本来この制度は国の所管でありますので、自治体が国に対して中止や延期の要望をするということにはなかなかかなりにくいのではないかなというふうに、前回からも私自身は思い続けております。ただ導入が進められる以上、町内の事業者が混乱したりしないように、町としてすべきことは、この制度に関する、先ほどもお話にありましたけれども、そういった情報や、又は各関係機関と連携を密に図りながら周知をしていくことが我々の役割だというふうに思っておりますので、そういった部分では鋭意努力をしてまいりたいなというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) やはり3年間延長されたというところも、やはり、反対の声がどんどん大きくなっ



て、政府に届いたのではないのかなというふうに考えています。町の方としても、そういう業者さんとか、個人業者さんとかに、本当に適切に接していただいて、このインボイス制度を分かりやすく教えてあげてほしいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

#### 日程第11 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第12 議案第2号

特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第13 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第14 議案第4号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第14、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました議案4件につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第4号のページをお開き願います。議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例制定から、議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、関連がありますので一括でご説明いたします。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本年8月8日、人事院より、国会及び内閣に対し国家公務員の給与について官民格差等に基づき、給与水準の見直しの勧告が出されました。今回の人事院勧告の主な改正は、民間の支給状況などを踏まえ、勤勉手当支給月数0.1月の引上げ及び俸給表の水準の引上げの改定となっており、これに伴い第210回臨時国会において関連法案が可決されたところでもあります。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念のもと、職員給与などに対して、人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであり、合わせまして、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.4月とする改正であります。内容につきましては、令和4年12月期における支給月数を0.1月引上げ2.25月とし、令和5年度以降6月期と12月期の支給月数をそれぞれ2.2月とし、総支給月数を4.4月とするものであります。改正に伴う関連予算につきましては、予算書19ページ、1款、議会費、3節、職員手当などに記載しており、本改正により18万9000円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率「100分の215」を「100分の225」に改め、支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.4月とするものであります。

2ページ目をお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額について、第1条関係で改正した支給月数を「100分の220」と改め、総支給月数を4.4月とするものでありまして、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては、施行期日の適用の定めであり、第1条関係の改正は公布の日から施行し、12月1日から適用するもので、第2条関係の改正は令和5年4月1日から施行するというものであります。附則第3項につきましては、改正前の条例で既に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとするという規定であります。

以上で議案第1号の説明を終わりました。次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。この度の条例改正につきましては、議案第1号でも説明させていただきましたが、本年の国家公務員における給与などの改正に係る人事院勧告を踏まえた国準拠の改定方針に基づき、職員給与費の改定に合わせ特別職であります、町長・副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.4月とする改正であります。内容につきましては議案第1号と同様に、令和4年12月期における支給月数を0.1月引上げ2.25月とし、令和5年度以降6月期の12月の支給月数をそれぞれ2.2月とし、総支給月数を4.4月とするものであります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書20ページ、2款、総務費及び43ページ、10款、教育費の3節、職員手当などに記載しており、本改正により20万1000円の増となるものであります。こちらでも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお開き願います。第1条関係の改正につきましては、第4条第2項中、期末手当

支給率「100分の215」を「100分の225」に改め、支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.4月とするものであります。

2ページをお開き願います。2条関係の改正につきましては、第4条第2項中、第1条関係で改正した支給月数を「100分の220」と改め、総支給月数を4.4月とするものでありまして、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては施行期日と適用の定めであり、第1条関係の改正は公布の日から施行し、12月1日から適用するもので、第2条関係の改正は、令和5年4月1日から施行するというものであります。附則第3項につきましては改正前の条例の支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定であります。

以上で議案第2号の説明を終了し、引き続き、議案第3号の仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。本条例の一部改正につきましても、本年8月8日に出されました国家公務員に対する令和4年人事院勧告並びに給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づいた本町の職員給与費の改定方針により、勤勉手当支給月数を0.1月引上げ及び職員の給料表の改定について、所要の改正を行うものであります。改正内容につきましては、勤勉手当の令和4年12月における支給月数を0.1月引上げ1.05月とし、令和5年度以降6月と12月期の支給月数をそれぞれ1月とし、総支給月数を2.0月とするものであります。再任用職員につきましても、令和4年12月における支給月数を0.05月引上げ0.5月とし、令和5年度以降6月期と12月期の支給月数をそれぞれ0.475月として、総支給月数を0.95月とするものであります。給与表の改定は民間給与との格差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の給与を引き上げ、初任給につきましては大卒者3000円、高卒者4000円の引上げ、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在籍する号俸につきまして平均約0.3%引き上げるものであります。本改正に伴う関係予算につきましてはすべての会計におきまして、2節. 給料、3節. 職員手当など、4節. 共済費となっております。予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算といたしましては、人事院勧告分として、職員給与費分約36万円でありまして、その他共済費、退職等による給与費の増減を含めると、補正総額としては約26万円の増となるものであります。こちら改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明させていただきます。改め文5ページの次のページになります。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係をご説明いたします。第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当に係る支給率「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、12月分の勤勉手当を0.1月引き上げるものであります。第2号再任用職員の勤勉手当に係る支給率「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改め、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものです。中段から6ページ目までの、別表第1につきましては、給料表の改正で、水準を1級の高卒初任給、1-5で4000円引き上げております。また、その他若年層につきましても、30代半ばまでの職員が在籍する号俸につきまして、平均0.3%の改定を行うものであります。

続きまして第2条関係をご説明いたします。7ページの新旧対照表をお開き願います。23条第2項第1号中第1条関係で改正した支給月数を6月と12月の支給率双方を「100分の100」と改め、勤勉手当支給月数を2.2月とするものです。第2号は、再任用職員の勤勉手当支給月数を「100分の47.5」に改め、勤勉手

当支給月数を0.95月とするものです。いずれの職員につきましても、第1条による改正と第2条による改正で、総支給月数の変更はございません。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては、施行期日と適用の定めでありまして、第1条関係の改正は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用し、第2条関係の改正は、令和5年4月1日から施行するというものであります。附則第3項につきましては、改正前の条例で、既に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定であります。附則第4項につきましては規則への委任に関する規定であります。

以上で議案第3号の説明を終了し、引き続き、議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本条例改正につきましても、令和4年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与月額を改正を行うものであります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。別表、給料表の改定です。号俸につきましては、職員の給料表1級の号俸と同じ額となっております。附則につきましては、施行期日の定めて令和5年4月1日から施行するものでございます。会計年度任用職員は、毎年度の任用であることを踏まえ、給与表の遡及改定や年度途中の改定はせず、改定後の給料表は翌年度から適用する方針と制度創設からしております。以上で、議案第1号から議案第4号までの一括説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第5号

### 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第5号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ48億2066万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第5号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款、交通安全対策特別交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額782万円を減額し、補正後の合計を48億2066万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額782万円を減額し、補正後の合計を48億2066万8000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。債務負担行為補正、追加でございます。地上デジタル放送施設敷地借上げのための債務負担行為は、稲穂峠上の国有林野を有償契約しているものでありまして、期間は令和5年度から7年度まで限度額は1万5000円であります。

5ページ、地方債補正、変更でございます。緊急自然災害防止対策事業につきまして、工事完了に伴い、760万円に減額するものであります。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国道支出金が637万3000円の増、地方債が90万円の減、その他が142万5000円の減、一般財源が1186万8000円の減となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、交付金なしにより、廃目としております。

10ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の対策費と国民健康保険基盤安定負担金及び未就学児の保険料負担軽減により137万4000円の追加、2項、国庫補助金は、地域公共交通補助金の確定、及び放課後児童クラブの委託料の減額により38万5000円の追加、3項、委託金は額確定により1000円の追加でございます。

11ページ、道支出金、1項、道負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の確定により11万6000円の減額、2項、道補助金、1目、総務費道補助金は、コンバインの購入、及び教育ICT費用に関わる地域づくり総合交付金530万円の追加、2目、民生費道補助金は、放課後児童クラブの委託料減により、88万2000円の減額、4目、農林水産業費道補助金は、農業委員会活動費及び環境保全型農業の額の確定により27万7000円の追加。3項、道委託金は、権限移譲事務委託金の確定により3万4000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入につきましては、財政調整基金から

森林環境譲与税基金までの利子8万5000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。18款. 1項. 寄附金につきましては、一般寄附4万円の追加でございます。

15ページ、19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、事業完了に伴い財政調整基金とふるさと振興基金の繰入金、合わせて1448万6000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。21款. 諸収入、4項. 受託事業収入につきましては、額の確定により5000円の追加、5項. 雑入も額確定により156万3000円の追加でございます。

17ページ、22款. 1項. 町債につきましては、地方債補正で説明した分になります。

19ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 1項. 議会費につきましては給与改定に伴い、25万2000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、給与改定による増、及び給与システム改修費の増、功労者等対象者なしによる報償費等の減により119万9000円の追加、22ページ、2目. 交通安全推進費は、電気料高騰により28万5000円の追加、5目. 企画費は財源内訳の変更、8目. ふるさとづくり事業費は、一般寄附と利子の積立てで5万2000円の追加。2項. 徴税費は給与改定により8万5000円の追加、23ページ、3項. 戸籍住民登録費も給与改定により62万3000円の減額。24ページ、4項. 選挙費、2目. 参議院議員選挙費は執行残で120万1000円の減額。26ページ、3目. 知事道議選挙費は、資材等の高騰により21万4000円の追加でございます。

27ページをご覧ください。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費は給与改定により16万6000円の追加、2目. 老人福祉費は125万8000円の減額で、給与改定及び、28ページ、デイサービス事業補助金の減によるものであります。4目. 心身障害者特別対策費は入所給付費返還金4万7000円の追加、5目. 国民年金事務費は給与改定により7万5000円の追加、29ページ、6目. 後期高齢者医療費は、広域連合の負担金確定による減、及び後期高齢者医療特別会計の繰出金の増により565万1000円の減額。2項. 児童福祉費は246万7000円の減額で、30ページ、放課後児童クラブ委託料の減、及び返還金でございます。

31ページ、4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費につきましては799万9000円の減額で、給与改定による増、及び育児短時間勤務による減と、コロナ感染拡大に伴う自宅待機セットの増、32ページ、余市協会病院補助金と不妊治療助成金の増及び国保会計への繰出金の減でございます。3目. 予防費は、オミクロン株対応のワクチン接種委託料と風疹抗体検査返還金で128万9000円の追加、4目. 環境衛生費は、事業完了により4万7000円の減額、5目. 上水道費は簡易水道事業への繰出金159万5000円の減額でございます。

33ページをご覧ください。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費につきましては、給与改定による手当の増と、コロナウイルス感染防止のための中止とした旅費及び会議負担金の減で9万9000円の減額。

34ページ、2目. 農業総務費は給与改定により31万3000円の追加、3目. 農業振興費は、コンバイン導入補助金と環境保全型農業直接支払い交付金で462万5000円の追加、35ページ、5目. 山村振興施設費は、銀山生活改善センターのPCB廃棄委託料の増と工事の執行残で325万円の追加でございます。

36ページをお開き願います。7款. 1項. 商工費、1目. 商工総務費につきましては給与改定により11万4000円の追加、2目. 商工振興費は、さくらんぼフェアの執行残14万3000円の減額でございます。

38ページをお開き願います。8款. 土木費、1項. 土木管理費につきましては給与改定及び工事の執行

残で19万4000円の減額。

39ページ、2項。道路橋りょう費、1目。道路橋りょう総務費は給与改定により11万3000円の追加、2目。道路維持費は133万6000円の減額で、委託工事完了による執行残、40ページ、3項。河川費は、委託料の執行残1万3000円の減額。4項。住宅費は給与改定により2万8000円の追加でございます。

42ページをお開き願います。9款。1項。消防費、2目。水防費につきましては、排水ポンプ点検委託料の執行残6万6000円の減額。3目。災害対策費は防災行政無線の電気料増とアンテナ移設工事の執行残で、26万5000円の減額でございます。

43ページ、10款。教育費、1項。教育総務費につきましては、給与改定により28万6000円の追加、44ページ、2項。小学校費、1目。学校管理費は、電気料の増と、委託料の執行残で40万3000円の追加、45ページ、2目。教育振興費は、コロナウイルスによる交流会中止で9万3000円の減額。3項。中学校費は81万1000円の追加で、コロナウイルスによる芸術文化に触れ合う事業の中止と電気料の増、46ページ、委託料の執行残でございます。5項。社会教育費は給与改定とコロナウイルスによる事業中止で23万7000円の減額。48ページ、6項。保健体育費、1目。保健体育総務費は給与改定とコロナウイルスによる事業中止で5万7000円の追加、2目。体育施設費はプール管理者の報酬減と然別プール解体の執行残で70万6000円の減額。3目。学校給食費は給与改定及び電気料の増で、242万4000円の追加でございます。

50ページをお開き願います。13款。諸支出金、1項。基金費につきましては、1目。財政調整基金費から3目。公共施設等整備基金費まで、利子の積立てで8万5000円の追加。4目。土地開発基金費は財源、財源内訳の変更でございます。51ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）1点ちょっとお伺いしたいんですが、予算書の35ページの5目。委託料で、PCB廃棄物処理委託料として332万7000円を計上してありますけれども、この内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）PCBについてご説明をいたします。

PCBとは、古い工場やビルなどで昔使われていたコンデンサー等で、ポリ塩化ビフェニルというものでございまして、これは絶縁体としてですね、使われていたものなんですが、銀山の生活改善センター等の古い建物では蛍光灯等に使われていたものです。これが令和5年3月31日までにですね、非常に発がん性がある危険なものだということで、処分しなければならないということになっております。

それで、調べたところ、銀山の生活改善センターの蛍光灯がですね、どうやらその物質が使われていたということで、これを来年の3月31日までの間にですね、手続きを踏んでですねきちんと処分しなければならないということで、今回この廃棄処分委託料の予算を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ、数量とかはわかるんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）実際にですね、こちらの蛍光灯の中を開けてみないと、それが対象になるかどうか分からないということでございます。ただ、対象となる蛍光灯につきましては、全部で32台ということ



でございますので、こちら32台分の処理料をすべて見積もって計上したところでありまして、実際にこれがどのぐらい対象となるかというのはですね、まだ、確認してみないと分からない状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第6号

### 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第16、議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9526万9000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第6号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入と4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額3万9000円を減額し、補正後の合計を1億9526万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と、5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額から補正額3万9000円を減額し、補正後の合計を1億9526万9000円とするものでござい

す。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、その他が1000円の増、一般財源が4万円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入につきましては、預金利子1000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、保険基盤安定繰入金につきましては30万4000円の減額、2目、一般会計繰入金は994万3000円の減額、3目、未就学児均等割保険料繰入金は、目を新設し28万9000円の追加で、いずれも繰入金確定によるものでございます。2項、基金繰入金は、財源調整のため991万8000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、給与改定により5万円の減額、2目、広域連合負担金は、後志広域連合の負担増により9000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。5款、1項、基金積立金につきましては、財政調整基金の利子2000円の追加でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第7号

### 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第17、議案第7号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算

（第2号）。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1821万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第7号、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額2万1000円を減額し、補正後の合計を5億1821万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額2万1000円を減額し、補正後の合計を5億1821万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、その他が157万4000円の増、一般財源が159万5000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、消費税還付金の確定などに伴い、159万5000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。5款、諸収入、3項、雑入につきましては、消費税還付金157万4000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、給与改定により3万7000円の減額。8ページ、2目、維持管理費は財源内訳の変更でございます。

9ページ、2款、1項、施設費につきましては給与改定により1万6000円の追加でございます。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決しま

す。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第8号

### 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第18、議案第8号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7918万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第8号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金を11万1000円追加し、補正後の合計を7918万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費を11万1000円追加し、補正後の合計を7918万3000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 後期高齢者医療保険料から5款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、一般財源が11万1000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては、給与改定に伴い事務費の繰入金11万1000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費につきましても、給与改定に伴い11万1000円の追加でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時10分

---

再 開 午後 2時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

---

#### 日程第19 議案第9号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第20 議案第10号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第9号『職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について』及び、日程第20、議案第10号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について』以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました議案2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第9号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の定年等に関する条例（昭和59年仁木町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第10号のページをお開き願います。

議案第10号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上議案2件の一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方か

らご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第9号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定及び議案第10号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、関連がありますので一括でご説明いたします。

それでは、議案第9号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い国家公務員に準じた職員の定年を引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなどの改正を行うものであります。

改正内容は大きく4点でございます。1点目は、職員の定年引上げで、現行60歳としている定年年齢を段階的に令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年度以降一律65歳とする改正です。2つ目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入で、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、管理監督職としての勤務できる上限の年齢を原則60歳とする条文の追加です。3つ目は、定年前再任用短時間勤務制の導入で、60歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後定年年齢前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度についての条文の追加です。4つ目は、職員への情報提供、意思確認制度の新設で、60歳到達年度の前年度において、60歳到達以後の任用給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、60歳以後の勤務の意思を職員に確認するよう努めるものとする条文の追加です。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。改め文の10ページ目の次、新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。最初は、題名の次に目次及び章名を付けます。第1章第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴う条項ずれの整理です。第2章第3条は定年年齢を60歳から65歳にする改正です。改正前に定めていた用務員、調理員及び作業員の職は、現在は採用しておりませんので削っております。第4条は定年による退職の特例に関する規定で、退職する職員の職務が高度の知識技能を必要とするもので、欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生じるなどの事由から、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で、期限を定め引き続き職務に従事させることができることなどを定めているもので、定年退職日において管理監督職を占めていた職員の異動期間を延長した場合の規定などの追加と文言の整理の改正でございます。なお、期限の延長は3年を超えることができないものであります。

2ページ下段、第5条は文言の整理です。

3ページ、第3章は管理監督職上限年齢制の条文追加です。管理監督職勤務上限年齢制とは、役職定年制のことで、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために導入するものです。地方公務員法では、役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とすることとなっており、それを踏まえた条文の追加です。第6条は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定で、具体には、管理職手当の支給対象となっている課長職・主幹職となるものです。第7条は管理監督職上限年齢の規定で、年齢60歳と規定しております。第8条は他の職への降任などを行うに当たって遵守すべき基準などを規定しております。降任しようとする職についての適性を有すると認められる職

に降任すること、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うことなどを規定しています。第9条は管理監督職勤務上限年齢による降任など及び管理監督職への任用の制限の特例を規定しています。職務の遂行上の特別な事情がある場合の特例任用は、管理監督職に係る異動期間を1年を超えない期間内で延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させることができるものです。さらに延長する場合も3年を超えることができない旨規定しております。

4ページ目、下段、第10条は異動期間の延長などに係る職員の同意の規定です。第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定です。

5ページ、第4章は定年前再任用短時間勤務制の条文追加です。定年前再任用短時間勤務制とは、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度です。第12条は定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定で、年齢60歳以上の退職者を選考により短時間勤務の職に採用することができる旨規定しております。第13条は一部事務組合及び広域連合の年齢60歳以上の退職者について、選考により短時間勤務の職に採用することができる旨規定しております。第5章は雑則です。第14条は委任で、この条例の実施に関して必要な事項は規則で定めるといいます。制定附則の追加、第3項は定年に関する経過措置の規定です。令和5年4月1日から令和13年3月31日まで2年ごとに1歳ずつ引き上げる規定でございます。

6ページ、上段表のように、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの定年は61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの定年は62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの定年は63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までの定年は64年とするものです。第4項は情報の提供及び勤務の意思の確認についての規定でございます。任命権者は当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするという規定です。附則は、第1条は施行期日の定めです。第2条は、勤務延長に関する経過措置。7ページ、第3条、8ページ、第4条は定年退職者等の再任用に関する経過措置で、暫定再任用制の経過措置の規定です。

9ページ、第5条、第6条、10ページ、第7条は、令和3年地方公務員法の改正法附則についての規定です。第8条は定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置の規定です。説明は以上です。

続きまして、議案第10号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

本条例改正は、地方公務員法の改正施行に伴い、職員の定年に関し、関係条例を整備するための改正を行うものであります。改正する条例は、仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から、仁木町職員の旅費に関する条例までの9本で、廃止する条例は、仁木町職員の再任用に関する条例です。定年などに関する条例の改正に合わせたそれぞれの条例における規定の整備をするものです。主な改正点は、60歳を超える職員の給与に関する措置に係る規定、管理監督職勤務上限年齢制の導入に係る規定、定年前再任用短時間勤務制度に係る規定、暫定再任用制度の経過措置に係る規定、及び法改正に伴う条項ずれの整備です。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。改め文8ページ目の次、新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付し

ている箇所が改正箇所であります。第1条は、仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めた条例です。法改正による条項ずれを改めるものでございます。

2ページ、第2条職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び手続き、並びに効果に関し規定することを目的とした条例です。第1条の文言の整理の他、附則は公表に関する経過措置に係る規定の整備でございます。

3ページ、第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とした条例です。60歳以降、7割水準に降給となる職員の減給についての規定を整備するものでございます。

4ページ、第4条は仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇などに関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇などに関し必要な事項を定めた条例です。法改正に伴う条項ずれ、及び定年前再任用短時間勤務職員制度導入に係る改正でございます。

6ページ、第5条は、仁木町職員の育児休業などに関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の育児休業などに関する法律の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業などに関し必要な事項を定めた条例です。60歳を超え管理監督職として異動期間を延長された職員は育児休業や育児短時間勤務をすることができないとする追加の他、定年前再任用短時間勤務制度導入に係る改正でございます。

9ページ、第6条は仁木町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めた条例です。定年前再任用短時間勤務制度導入に係る改正などがございます。

10ページ、第7条は仁木町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めた条例です。定年前再任用短時間勤務制度導入に係る改正などがございます。

11ページ、第8条は仁木町職員の給与に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めた条例です。第5条初任給、昇給の基準、第10項の改正、12ページ、第11条通勤手当の改正、14ページ、第15条時間外勤務手当の改正、15ページ、第22条期末手当、第23条勤勉手当、第26条適用除外の改正は、定年前再任用短時間勤務制度導入に係る改正でございます。附則は、60歳に達した以後における最初の4月1日以後の給料は、当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする規定などの追加です。

19ページ、第9条は職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正です。この条例は、仁木町職員の給与に関する条例の規定に基づき、職員に支給される寒冷地手当に関し必要な事項を定めた条例です。今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれを改めるものでございます。

20ページ、第10条は仁木町職員の旅費に関する条例の一部改正です。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めた条例です。今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれを改めるものでございます。附則、第1条は施行期日、第2条は定義、第3条以降は経過措置の規定でございます。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）一括議題2件の説明が終わりました。



これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第9号『職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第11号

### 仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄) 日程第21、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第11号でございます。仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について。仁木町公園条例(平成17年仁木町条例第32号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、浜野産業課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）議案第11号、仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

仁木町公園条例（平成17年仁木町条例第32号）につきましては、駅前の「果実とやすらぎの里公園」と大江の「ふれあい遊トピア公園」の設置に関する基準を定めたものでございます。

条例改正に至った経緯でございますが、先般、仁木町パークゴルフ協会より、ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場へシーズン券を導入してほしい旨の要望書の提出があり、導入について協議したところ、シーズン券導入により、パークゴルフ場利用客の増加が期待でき、施設の活性化につながるものと考え導入することとしたものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをお開き願います。仁木町公園条例、別表第3（第8条第4項、第13条関係）、有料施設及び設備等の使用料金でございます。右側が改正前、左側が改正後であります。改正箇所は次のページになります。「ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場設備等（用具）」の項の前に、「ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場（シーズン券）」の項を加え、使用料を「1シーズン1万5000円」とし、「発行シーズンのみ、本人のみ有効」としたものであります。また、下段の備考に4を加え、「シーズン券とは、当該券を発行する年度のふれあい遊トピア公園パークゴルフ場の供用期間中に限り、シーズン券に記名の者がこの施設を使用することができる券をいい、1シーズンとは、当該券を発行する年度の施設の供用期間をいう」としたものであります。附則は施行期日の定めであり、この条例は令和5年4月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは2点ほどお伺いしたいんですが、まずはパークゴルフ場の利用者数について伺いますけれども、このパークゴルフ場も年々利用者が減少傾向にあるというふうに聞いておりますけれども、現在までの利用者数の推移について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）パークゴルフ場の利用者数の推移ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響のない平成29年度から令和元年度までは、1万1000人から1万2000人の入込みで推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は9090人、昨年、令和3年度は6778人とピーク時の半分にまで落ち込みましたが、本年度、令和4年度は8603人と若干改善している状況にあります。これは新型コロナウイルスワクチンの接種や施設の感染対策、利用客の感染症に対する理解度が増したことが要因と考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでこの度、シーズン券の発行ということで、この料金の設定について、お伺いしたいと思います。先ほどご説明がありましたように、パークゴルフ協会からの要請、ニーズ。あるいはパークゴルフ場の利用者数の増を狙うと、そして活性化を図っていくんだという目的でございますけれども、このシーズン券を1万5000円とした根拠について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）シーズン券を1万5000円とした根拠であります。後志管内のパークゴルフ場の中で、シーズン券を導入している町村が複数あるのですが、そのうち1回の使用料金が同水準であります。倶知安町、留寿都村、岩内町、共和町のデータを参考とさせていただきました。料金の算出方法につきましては、参考とした町村のデータを基にシーズン券の予想販売枚数とシーズン券による施設の利用割合を算出いたしました。また、シーズン券導入により、パークゴルフ場の利用者数が120%に増加することを想定し、シーズン券導入後の利用者数を算出し、これを踏まえ、予想利用者数に対する回数券及びシーズン券の利用人数をそれぞれ算出し、回数券を使用した場合とシーズン券を利用した場合の利用料金の合計がシーズン券導入前のパークゴルフ場の利用料収入と最も近くなるのが1万5000円だということで1万5000円の料金の設定にしたものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）シーズン券ということなんですけれども、直近でいうと例えばこのコロナ禍において町のほうでどうしてもこの施設を閉鎖せざるを得ないという状況があったと思いますが、今後、コロナに限らず同様のことが起きる可能性があると思うんですけれども、そうなった際にシーズン券保持者は使いたいけど使えないというようなことがあって、おそらく返金を求められる可能性とかもなくはないのかなと思うんですけれども、その辺りの補償というか対応はどのようにお考えなんですか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）確かにそういうようなケースはあろうかと思うのですが、現在シーズン券というふうのはですね、スキー場も発行しております。スキー場は、コロナ禍で施設が閉鎖したり、あとは雪が足りなくて、スキー場が開けられない、そういった場合でも料金を返すというようなことはしておりませんので、そう考えるとパークゴルフ場のシーズン券についてもですね、そういうことで使えない日があったとしても料金を返すということは考えておりませんので、そのような対応でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第12号

### 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第22、議案第12号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 河井 猛は、令和4年12月13日にその任期を満了したため、次の者を後任として選任したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第5項の規定に基づき、議会の承認を求めます。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目290番地、兼重克子、昭和46年1月30日生まれでございます。

それでは、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について詳細について申し上げます。仁木町固定資産評価審査委員会委員 河井 猛氏は、令和4年12月13日をもって任期満了となり、勇退の申し出があったことから、地方税法第423条第4項の規定に基づき、兼重克子氏を選任しましたので、地方税法第423条第5項の規定に基づき、議会の事後承認を求めます。なお、兼重克子氏の任期は、令和4年12月14日から令和7年12月13日までであります。

兼重克子氏の経歴をご紹介させていただきます。兼重克子氏は昭和46年1月30日生まれで満51歳であります。住所は余市郡仁木町大江2丁目290番地、平成元年3月に北海道仁木商業高等学校を卒業された後、平成元年3月から平成3年8月まで丸岡眼科医院に、平成3年10月から平成4年3月まで北海道小樽土木現業所に、平成4年4月から平成8年12月まで株式会社北海道ニッカサービスに勤務されました。また家庭においては平成9年2月に兼重隆幸氏と婚姻され、夫であります隆幸氏とともに農業に従事し現在に至っております。この間、農業振興をはじめ、地域活動にもご尽力されており、様々な職種をとおして識見も豊かであることから、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時09分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、議案第12号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔 場内、全員起立 〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、議案第12号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第23 諮問第1号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第23、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 関 孝心は、令和5年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。令和4年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山3丁目162番地3、関 孝心、昭和32年10月10日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております、関 孝心氏が令和5年3月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関 孝心氏は、昭和32年10月10日生まれで、現在65歳でございます。住所は仁木町銀山3丁目162番地3で、北海道仁木商業高等学校をご卒業後、昭和51年3月から宗教法人 孝徳寺副住職、平成13年7月からは同寺の住職を勤められております。また、平成9年1月から銀山三納税貯蓄組合長を務められ、平成14年には仁木町納税貯蓄組合連合から納税功労者表彰の組合長5年表彰を受けられております。人権擁護委員としては、平成20年4月1日から務められており、令和5年3月31日をもって5期目の任期が満了となります。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、再度、関 孝心氏を推薦いたしたく、議会の意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方はご起立願います。

[ 場内、全員起立 ]

○議長(横関一雄)「全員起立」です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

---

## 日程第24 意見案第6号

### 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

○議長(横関一雄) 日程第24、意見案第6号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番(上村智恵子) 提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の19ページです。意見案第6号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和4年12月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、木村章生議員です。

意見書の内容につきましては、20ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、男女共同参画担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25 意見案第7号

### インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書

○議長(横関一雄) 日程第25、意見案第7号『インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の21ページです。意見案第7号、インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和4年12月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては、22ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時20分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年第4回仁木町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決賜り衷心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染が始まり3年が経過しようとしておりますが、特に2020年以降、新たな門出を迎えた新入生や新社会人は、未だコロナ禍前のような当たり前の日常の中での学びや生活を経験することができず、希望や喜びに満ちた生活を感じることができない日々を過ごしているのではと拝察いたします。そのような閉塞感漂う社会の中で、昨日まで開催されておりましたFIFAワールドカップサッカーでの日本代表選手の諦めずに戦う姿に胸が熱くなった国民も多かったものと想像いたします。世界ランキング24位に位置している日本が強豪国相手に逆転していく光景は見る者の心に大きな勇気と感動を与えてくれました。あわせて、ランキングといえば、今年の世界競争力ランキングによりますと日本の国際競争力は、63か国中過去最低の34位となりました。また、世界デジタル競争力ランキングというものもあり、63か国地域を対象にデジタル技術の利活用能力を評価するもので、日本はここでも29位という結果となりました。日本の国際競争力が低下している背景として、デジタル化の遅れがよく指摘されておりますが、実際に日本の国際競争力の低下とその要因となるものにクローズアップしますと評価の項目にあります、政府の効率性、ビジネスの効率性、この2点が大きく影響を与えていることが分かります。2021年にノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎氏は会見の場で「日本は国際競争力を高め、産官学連携の改革を進めなければならない。それとともに若者が革新的なことを行えるよう権限と責任を与えることのできる環境を整えるべきだ」と、さらには、「日本では、意思決定者に対する科学者の助言、科学者と政策決定者のコミュニケーションが行われていない、そのことについてもっと考えるべきだ」とも述べておりました。やはり日本は、意思決定の迅速性や変化に対する柔軟性や適応性に欠けている部分は否めず、コロナ禍においても、政府や企業の対応というところでは脆弱さが垣間見えたことは周知の事実であります。これから迎える新しい時代に向けて若者たちには決して希望を失うことなく、これまでとは違うステージで、新たな日本を創出してくれることを望み、その基盤を今を生きる我々も共につくるべく務めを果たしていかなければならないと、今回のワールドカップでの日本代表選手や森保監督との関係性を見て強く感じたところであります。

最後になりますが、年の瀬を迎え、厳しい寒さが続くことが予想されますので、くれぐれもご自愛くだ



さいますことをご祈念申し上げますとともに、今年1年間、議員各位のご理解、ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます、本定例会閉会にあたってのお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第4回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 3時25分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和4年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和4年12月20日～12月20日（1日間）

（ 開会 ～ 午前9時30分 / 閉会 ～ 午後3時25分 ）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和3年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R4.12.20	認 定
	付託議案第2号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.20	認 定
	付託議案第3号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.20	認 定
	付託議案第4号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.20	認 定
報告 第2号	議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）	R4.12.20	報 告
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	R4.12.20	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	R4.12.20	承認可決
議案 第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.12.20	原案可決
議案 第2号	特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.12.20	原案可決
議案 第3号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.12.20	原案可決
議案 第4号	仁木町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.12.20	原案可決
議案 第5号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	R4.12.20	原案可決
議案 第6号	令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R4.12.20	原案可決
議案 第7号	令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	R4.12.20	原案可決
議案 第8号	令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R4.12.20	原案可決
議案 第9号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.12.20	原案可決
議案 第10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	R4.12.20	原案可決

議案 第11号	仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について	R 4 . 12 . 20	原案可決
議案 第12号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R 4 . 12 . 20	原案可決
諮問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	R 4 . 12 . 20	適任答申
意見案 第 6 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	R 4 . 12 . 20	原案可決
意見案 第 7 号	インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書	R 4 . 12 . 20	原案可決